明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

該都道府県の区域内の市町村に対し交付した利子割交付金の額

ニ　前年度における前号の額の過大算定額又は過少算定額

次の算式によって算定した額

算式

｛（D × 0.05 − E）× 0.75 − F × 0.75｝ − G

算式の符号

D　前号の算式の符号中Aに同じ。

E　前号の算式の符号中Bに同じ。

F　前号の算式の符号中Cに同じ。

G　前年度における前号の額

6　配当割に係る基準税額は、次に定めるところによって算定した額とする。

算式

｛（A × 0.05 − B）× α｝× 0.75 −（C × β）× 0.75

算式の符号

［略］

α　1.502

β　1.502

7　株式等譲渡所得割に係る基準税額は、次に定めるところによって算定した額とする。

算式

｛（A × 0.05 − B）× α｝× 0.75 −（C × β）× 0.75

算式の符号

［略］

α　1.385

β　1.378

（事業税の基準税額の算定方法）

第十九条　事業税の基準税額は、個人の行う事業に対する事業税（以下「個人事業税」という。）に係る基準税額及び法人の行う事業に対する事業税（以下「法人事業税」という。）に係る基準税額の合算額とする。

2　個人事業税に係る基準税額は、次の算式によって算定した額とする。

当する額

D　前年度において地方税法第65条の2第1項の規定により他の都道府県から支払を受けた金額に相当する額

E　前年度において地方税法第65条の2第1項の規定により他の都道府県に支払をした金額に相当する額

F　前年度において地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第9条の15の規定により当該都道府県の区域内の市町村に対し交付した利子割交付金の額

ニ　前年度における前号の額の過大算定額又は過少算定額

次の算式によって算定した額

算式

｛（G × 0.05 − H − I + J − K）× 0.75 − L × 0.75｝ − M

算式の符号

G　前号の算式の符号中Aに同じ。

H　前号の算式の符号中Bに同じ。

I　前号の算式の符号中Cに同じ。

J　前号の算式の符号中Dに同じ。

K　前号の算式の符号中Eに同じ。

L　前号の算式の符号中Fに同じ。

M　前年度における前号の額

6　配当割に係る基準税額は、次に定めるところによって算定した額とする。

算式

｛（A × 0.05 − B）× α｝× 0.75 −（C × β）× 0.75

算式の符号

［同左］

α　1.367

β　1.359

7　株式等譲渡所得割に係る基準税額は、次に定めるところによって算定した額とする。

算式

｛（A × 0.05 − B）× α｝× 0.75 −（C × β）× 0.75

算式の符号

［同左］

α　1.005

β　1.004

（事業税の基準税額の算定方法）

第十九条　事業税の基準税額は、個人の行う事業に対する事業税（以下「個人事業税」という。）に係る基準税額及び法人の行う事業に対する事業税（以下「法人事業税」という。）に係る基準税額の合算額とする。

2　個人事業税に係る基準税額は、次の算式によって算定した額とする。